

輪島市監査公表第7号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和元年11月14日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

令和元年10月23日（水） 漆器商工課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高森 宝一

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた令和元年度監査資料（平成31年4月から令和元年8月まで）に係る事務事業全般及び平成30年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○輪島塗の若手技術者の確保を目的として、平成 29 年度から輪島漆器商工業協同組合が行う輪島塗後継者育成奨励事業に対する補助として、現在 13 名の修業者についての補助金が交付されている。重要課題である国指定重要無形文化財輪島塗の後継者の育成については、この事業による新たな技術者の増加を期待するものである。

○起業・新規出店支援事業では、本年度 2 件の補助金返還が生じ歳入に 630,417 円の調定処理があり適正な事務処理がされており評価したい。起業・新規出店支援事業補助金交付要綱では、第 10 条第 1 項各号に該当したときは、交付決定の取消しが可能となっていることから、今後も該当しているか否かの調査確認を行い、要綱の目的に合わなくなっている場合には、適切な対応をしていただきたい。

○オートバイ等のイベントで輪島塗の宣伝広報用に展示する漆塗ヘルメットや東京オリンピックのメダル立ての試作品を制作するなど、伝統産業輪島塗の知名度向上に工夫がみられる。これまでの既成概念にとらわれない輪島塗の製品による、国内はもとより海外へ向けた様々な宣伝活動を進めていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。